

個人情報保護・倫理要綱（ゆ網17）

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人ゆりのき（以下、法人という。）の運営する施設並びに事業所（以下、施設等という。）における個人情報の保護を行い、適切で倫理的な施設等の運営を行うことを目的とする。

2 前号を遵守するために、施設が保守するパソコン並びにローカルネットワーク上に存在するデータの流出を図ることも重要な目的である。

（個人情報の保護）

第2条 職員並びに施設利用者の個人情報は、法令に基づき保護される。

- 2 個人情報の取扱については、流出等が生じないように細心の注意を払う必要がある。
- 3 個人情報が流失した場合には、流失せしめたものはその責務を負う。

（個人情報の使用範囲並びに目的）

第3条 個人情報の使用範囲並びに目的について以下のとく定める。

- 1) サービス提供
 - ・ 施設での福祉サービスの提供
 - ・ 他の福祉施設、公共機関、医療機関との連携
 - ・ 利用者への福祉サービス提供のため、担当医師等の意見、助言を求める場合
 - ・ 家族等への福祉サービス提供に関する説明を行う時
 - ・ その他、利用者への福祉サービス提供に関する場合
 - ・ 当施設利用者の社会保険、公費負担医療に関する各種手続き
 - ・ 利用者のQOL向上のため調査等
 - 2) その他の情報開示
 - ・ 他医療機関・福祉機関等からの照会への回答
 - ・ 施設等における福祉サービスや業務の維持、改善のための基礎資料、福祉の質の向上を目的とした施設等での事例検討
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 福祉サービス提供に関する公共機関への届出等
 - 3) 当施設の管理業務
 - ・ 会計、経理
 - ・ 施設事故等の報告
 - ・ 利用者への福祉サービスの向上
 - ・ 入退所等の施設管理
 - ・ その他、施設等の管理運営業務に関する利用
- 2 個人情報は承諾を得て使用する。
- 3 個人情報の使用範囲並びに目的は施設等内に表示する。

個人情報の開示について 様式 ゆ情1

（個人情報並びにパソコン・ネットワーク管理責任者=倫理責任者）

第4条 個人情報並びにパソコン・ネットワーク管理責任者を倫理責任者という。

2 倫理責任者は、施設等の管理者とする。

- 3 複数の施設等が同一敷地にある場合は、規模が大きい管理者が前号にあたる。
- 4 倫理責任者は、理事長の承認を得て補佐をおくことができる。
- 5 倫理責任者は、施設利用者や職員等の氏名、住所、電話番号など、身元を特定することにつながる個人情報が流出しないよう、パソコンのファイアウォールの設定およびウイルス、スパイウェア等のセキュリティチェックを常に行う。
- 6 倫理責任者は、定期的、又は職員が変わる毎に共通情報に係るパスワードを変更する。
- 7 理事長は、パソコン・ネットワークのスーパーバイザー権を有する。

(禁止行為)

第5条 パソコン・ネットワークの使用及び運営において以下のことを禁止する。

- 1) 各クライアントに施設等の運営にかかる等重要なデータを保存すること。
- 2) 不特定多数のものに無関係若しくは倫理的でない内容のメールを送信すること。
- 3) わいせつ若しくは暴力的等の不道徳と思える事柄を閲覧すること。
- 4) 施設等内外のコンピュータに被害を及ぼす情報やデータを扱うこと。
- 5) ウィルス、ファイル交換ソフト等、コンピュータに損害を与える可能性のあるプログラム等を使用すること。
- 6) 施設等外へのデータの持ち出し、並びにその行為を容認すること。
- 7) その他、法令並びに日常的に不合理と思える行為等。

(バックアップ)

第6条 施設等職員は、利用者、施設情報、並びに法人・施設に係る情報を外部に持ち出すことは出来ないが、バックアップが目的の以下の行為は、倫理責任者を経由して理事長の承認を得ることで許可される。

- 1) 定期的なCD-R等へのバックアップは、倫理管理責任者が月次書類を本部に提出し本部でバックアップ管理をする目的のみ許可される。
- 2) 業務用データをUSBメモリー等に移動する場合は、USBメモリー毎にその管理者を明確にし倫理管理責任者を通じて理事長の使用許可を取得したうえでパスワード等を設定し使用することができる。使用許可の様式は、次のとおりとする。
USBメモリー使用許可書 様式 ゆ情2 記載例
- 3) 上記USBメモリーは、倫理責任者が毎月その使用状況、保管状況等についてチェックリストを用いて管理する。
USBメモリー管理表 様式 ゆ情3 記載例
- 4) フロッピーディスクへの倫理上問題のあるデータ移動は禁止する。

(サーバ管理)

第7条 パソコン管理責任者は、サーバを管理しユーザーが職務以外で作成したデータ等を発見した場合は、管理者が削除できるものとする。

2 サーバのフォルダ様式は次のとおりとする。

サーバフォルダー管理表 様式 ゆ情4

(処罰)

第7条 個人情報に係る法令に背き、若しくは本要綱に違反し法人、施設等、法人職員、利用者並びに第三者に被害を与えた場合は、責任を負い損害を賠償する必要がある。

雑則 この要綱の改定並びに廃止は、理事長が決定する。

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。